

大洲喜多ソフトボール協会ジュニア部規約

(総則)

第1条 この規約は、大洲喜多ソフトボール協会規約第6条2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び事務局)

第2条 名称は、大洲喜多ソフトボール協会ジュニア部(以下「本部」いう。)と称し、事務局を部長の指定するところに置く。

(目的及び事業)

第3条 本部は、大洲喜多地区の小学生を対象に、ソフトボール競技を通じて健全な子供の育成、並びに連帯意識の高揚を図るとともに、ソフトボール競技の普及及び発展に寄与することを目的とする。

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)ソフトボール大会の開催に関すること。
- (2)ソフトボール大会への派遣に関すること。
- (3)研修会、講習会に関すること。
- (4)その他目的達成に必要な事業

(規約制定)

第5条 本部は、目的達成のため、必要に応じて別途規約を制定することができる。

- 2 規約の制定及び改正は、総会に諮り出席者の過半数の同意を要する。
- 3 規約の規定が上部団体の規約と重複する場合は、その規約を優先する。

(構成)

第6条 本部の構成は、趣旨に賛同し加入後事務局を経て、大洲喜多ソフトボール協会への登録が認められた、小学生チーム及び関係者により構成する。

- 2 新しく加入を希望する小学生チーム及び関係者は、総会で承認を得なければならない。

(チーム構成)

第7条 チームの選手の構成は、原則として前条1項に定められた大洲喜多地区の小学生とする。

(会議及び役員)

第8条 本部に次の会議を設置する。

- (1)定期総会 年1回(1月)
 - (2)臨時総会 部長が必要と認めたときに召集することができる。
 - (3)役員会 部長が必要と認めたときに召集することができる。
- 2 年1回以上、会議の内容を大洲喜多ソフトボール協会に報告するものとする。

(会議運営)

第9条 総会は、役員及び加入チームより1名(代表者等・代理出席も認める)の出席によって運営し、委任状提出者を含む過半数以上の出席をもって成立する。議案は出席者(顧問を除く)の過半数の同意(委任状を除く)をもって決定する。

- 2 役員会は、3分の2以上の出席によって成立し、議案は出席者(顧問を除く)の過半数の同意(委任状を除く)をもって決定する。
- 3 役員会は、部長、副部長、事務局、理事によって構成する。また、部長が必要と認めた場合は、顧問の出席を求めることができる。

(役員)

第10条 本部に次の役員を置く。

- (1)部長 1名
- (2)副部長 1名
- (3)事務局(会計含む) 2名
- (4)理事 若干名
- (5)監事 2名

- 2 役員は、総会において選出する。
 - 3 役員(部長・副部長・事務局)の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 役員(監事・理事)の任期は単年でも可能とする。ただし、前任者の職を引き継ぐものとする。
 - 5 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、その期間は前任者の残任期間とする。
- (役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1)部長は本部を代表し、本部を統括する。
- (2)副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3)事務局は事務並びに会計を担当し、これを遂行する。
- (4)監事は会計を監査する。

(顧問)

第12条 顧問は、大洲喜多ソフトボール協会及び関係機関から部長が委嘱する。

- 2 顧問は、総会、役員会並びに運営等に関し助言することができる。

(会計)

第13条 本部の会計は、会費、参加料及びその他の収入をもって充てる。

(会費等)

第14条 本部の加入チームは、総会で定める会費、参加料を納入しなければならない。

- 2 納入した会費、参加料は、脱退や大会参加申し込み後に出場を辞退した場合でも返還しない。

(会計年度)

第15条 本部の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

(罰則)

第16条 本部の加入チーム及びその関係者(指導者や選手及び選手の保護者を含む)が、本部の品位を著しく汚したり、明らかに本部の規約に違反したと認められる行為があった場合は、役員会に諮り除名することができる。

- 2 本部の主催する大会において、本部の指示や注意事項に従わなかったり、違反行為があった場合は、役員会に諮り部長が出場停止等の措置を取ることができる。

- 3 大会の参加料や必要な書類等が所定の日時まで、事務局又は指定された場所に届かなかった場合は、その大会への参加は認めない。

- 4 加入チームが学校主催の行事又は特別な理由がなく、決められた本部主催の大会等を放棄した場合は、本部を除名する。

(大会への参加通告)

第17条 本部を代表して各大会に参加するチームは、予選の有無に関係なく、役員会の推薦又は承諾を得て部長が通達する。ただし、上部団体からの推薦による場合は、この限りではない。

(規約外事例)

第18条 この規約に当てはまらない事例が生じた場合は、役員会で検討するが、緊急止むを得ないと事務局が判断したときは、部長の判断に一任する。

附則

この規約は、令和2年2月14日から施行する。

令和4年2月1日	一部改訂	定期総会 年1回(1月)
	一部改訂	事務局3名(次長追記)
	一部改訂	会計年度 期間変更
令和5年2月1日	一部改訂	役員任期(第10条 3~5項)
令和6年2月1日	一部改訂	役員数(第10条 2・3項)・事務局(第11条)